



2023年9月14日

各 位

会 社 名 株式会社ツクルバ
代表者名 代表取締役CEO 村上 浩輝
(コード：2978 東証グロース)
問合せ先 執行役員CFO 門間 賢都
(TEL：03-4400-2946)

監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会で、2023年10月27日開催予定の第12期定時株主総会において承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。また、これに伴い同日付で、同定時株主総会に付議する取締役候補者についても決議いたしました。併せて、同定時株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するものです。

(2) 移行の時期

2023年10月27日開催予定の第12回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（2023年10月27日開催予定の第12期定時株主総会に付議）

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役の候補者

氏名	役職名	現役職名
村上 浩輝	代表取締役	同左
北原 寛司	取締役	同左
竹内 真	取締役	同左
福島 良典	取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	役職名	現役職名
西浦 千栄子	取締役（常勤監査等委員）	（新任）
小林 賢治	取締役（監査等委員）	（新任）
石本 忠次	取締役（監査等委員）	（新任）

(3) 退任予定取締役

氏名	現役職名
中村 真広	取締役
鈴木 秀和	取締役

(4) 退任予定監査役

氏名	現役職名
服部 景子	常勤監査役
高野 慎一	監査役
波田野 馨子	監査役

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 本社機能の強化と業務の一層の効率化を図るため、現行定款第3条に定める本店の所在地を目黒区から渋谷区に変更するものであります。なお、当該変更につきましては、2024年8月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則で規定するものであります。当該附則については、当該本店移転日経過後、これを削除するものであります。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ③ 上記の変更に伴い、条数の整備等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年10月27日（予定）
定款変更の効力発生日	2023年10月27日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更分を示します。)

現行定款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第2条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>目黒区</u> に置く。 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> <u>監査役会</u> 3. 会計監査人	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置く。 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人
第5条～第18条の2 (条文省略)	第5条～第18条の2 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役は除く。</u>) は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 (新設) <u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新設)	(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u> <u>2 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。</u> <u>3</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>4</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 <u>5 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第16項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規則) 第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の報酬等) 第29条 (現行どおり)</p>

<p>(取締役の責任免除) 第29条 (新設)</p> <p>当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。以下この条において「非業務執行取締役」という。）の会社法第423条第1項の責任について、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する旨の契約を非業務執行取締役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令が規定する額を限度として取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。以下この条において「非業務執行取締役」という。）の会社法第423条第1項の責任について、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する旨の契約を非業務執行取締役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(監査役の数) 第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	<p>(削除)</p>

<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって<u>監査役</u>の中から常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>(常勤の監査等委員会)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって<u>監査等委員</u>の中から常勤の<u>監査等委員</u>を選定する。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決</u>に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、出席した<u>監査等委員</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <u>当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令が規定する額を限度として取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する旨の契約を監査役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任方法)</p> <p>第40条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任方法)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>

<p>(会計監査人の任期) 第41条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の任期) 第37条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算 (事業年度) 第43条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算 (事業年度) 第39条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第44条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第40条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当基準日) 第45条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当基準日) 第41条 (現行どおり)</p>
<p>(配当の除斥期間) 第46条 (条文省略)</p>	<p>(配当の除斥期間) 第42条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> (本店所在地に関する経過措置) 第1条 第3条 (本店の所在地) の変更は、2024年8月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則本条は当該本店移転日経過後、削除されるものとする。 (監査役の実任免除に関する経過措置) 第2条 第12期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。 2 第12期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>